

○福島地方水道用水供給企業団職員の勤
務時間、休日及び休暇等に関する規程

〔昭和60年11月1日
管理規程第9号〕

（趣旨）

第1条 この規程は、福島地方水道用水供給企業団に勤務する企業職員の勤務時間、休日及び休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

（勤務時間、休日及び休暇等）

第2条 前条の企業職員の勤務時間、休日及び休暇等については、福島市水道局企業職員の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。